「(仮称)人材開発·養成事業拡幅検討委員会」設置要項

(名称)

第1条 本会は、人材開発・養成事業拡幅検討委員会(以下「委員会」という。)と 称する。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は、社団法人おおさか人材雇用開発人権センター(以下「センター」という。)内に置く。

(目的)

第3条 センター定款第3条の規定に基づき、今後の人材開発・養成事業のあり方について検討する。

(構成)

- 第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、会員企業を代表する者、行政機関を代表する者、センター理事長が必要と認める者をもって構成する。
- 2 委員会の構成員は、別表1のとおりとする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長

1名

(2) 副委員長

1名

- 2 委員長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 第1項の役員に欠員が生じ、後任を選出する場合も同様とする。

(役員の職務)

- 第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員及び役員の任期)

- 第7条 委員及び役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 委員会は、必要に応じて開くことができる。

- 2 委員会は、委員長が召集する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、発言させることができる。
- 4 委員会の庶務は、センターで担当する。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の活動状況を理事会に報告する

(費用弁償)

第10条 委員及び役員における費用弁償については、別に定める。

附則

(施行日)

1 この要項は、平成19年11月30日から施行する。

氏 名	1	企 業 名	役 職
木村 俳	∃ —	コスモ警備保障㈱	財務・総務本部 財務・総務グループ 人権啓発担当マネージャー
松岡 健	吉司	近畿日本鉄道㈱	人事部長
		日の出証券㈱	
		竹中工務店㈱	
		武田薬品㈱	
		扶桑薬品工業㈱	
		住友電設㈱	
中岡章	良	大阪府商工労働部 雇用推進室 雇用対策課	課長
細村 愼		大阪市市民局 市民生活振興部 就労支援担当課	課長
内海 義	春	社団法人 おおさか人材雇用開発 人権センター	専務理事